

政令第 号

道路法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項第七号及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十四条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「給油所」の下に「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設」を加える。

- 一 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第十三号
- 二 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十五条第二項

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

理由

行政庁の許可により道路の占用ができる施設及び道路内に建築することができる建築物として、高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける自動車に動力源としての電気を供給するための施設等を追加する必要があるからである。